

令和4年度働き方改革・生産性向上推進事業 業務委託仕様書

1 委託事業名

令和4年度働き方改革・生産性向上推進事業

2 事業の目的

市内中小企業の人手不足の深刻化による生産性や競争力の低下が懸念され、働き方改革や生産性向上に向けた早急な対応が必要であることから、本市においては、平成30年度より「働き方改革・生産性向上推進プラットフォーム」を設置するなど、市内関係団体と協力して市内企業の働き方改革・生産性向上の取組を推進しているところである。

一方、令和2年当初から新型コロナウイルス感染症の影響が深刻化し、市内中小企業の経営環境や雇用・労働環境への影響も甚大であり、生活様式や働き方にも大きな変化が求められる状況となった。こうしたコロナ禍に対応した新しいワークスタイルを確立するため、テレワークの導入など、働き方改革・生産性向上の取組の推進がますます重要となっているところである。本事業では、市内の幅広い業種の企業に、働き方改革や生産性向上の意識醸成を図るとともに、モデルケースの創出、取組の普及啓発等の推進を目的とする。

3 事業内容

(1) 働き方改革・生産性向上に資するセミナー・相談会の開催事業

市内企業や関係団体等を対象として、生産性向上等に対する意識醸成を図るためのセミナー・相談会を開催する。なお、開催にあたっては新型コロナウイルス感染症対策を十分に行うこととする。

- ① 開催期日 令和4年5月から令和5年2月までの間
- ② 開催回数 3回以上
- ③ 開催方法 オンライン開催を原則とし、3回中2回はオンラインと現地開催の両方での開催を行うものとする。また、セミナー終了後、セミナーの動画をライブラリー化し、視聴可能な対応を行うこと。
- ④ 開催場所 川崎市内（会場で開催する場合）
- ⑤ 定員 各回50名規模（会場で開催する場合）
- ⑥ 参加費 無料
- ⑦ 委託内容
セミナー開催に係る業務全般
講師選定、会場選定、事務局業務、広報、会場設営・運営、資料調製等
※会場費や講師謝金等の支払いも含まれる。
※広報はチラシ作成を含む。（仕様は、A4、コート紙、両面印刷（表4色 裏1色）、部数は各500部とする。）
- ⑧ その他事業実施に必要な業務

(2) 「働き方改革・生産性向上」企画提案型モデル創出事業

市内企業に働き方改革・生産性向上を推進するにあたり、先進的かつ波及効果が高いと見込まれる計画を広く事業者から募集し、特に優れた計画をモデル事業として選定し、実施及び効果検証を行う。

なお、モデル事業実施件数及び事業費総額は2件程度、総計4,000,000円(税込)を見込むこと。

①応募要領、提案書の作成・印刷

②事業周知用チラシ作成・広報

参加者の募集にあたって、事業周知用のチラシを作成するとともに開催までに十分な期間を設け、ホームページ、広報誌、チラシ等を利用した積極的かつ効果的な周知を行うこと。

※チラシの仕様は、A4版、コート紙、両面印刷(表4色裏1色)、部数500部とする。

③募集及び応募受付業務

事業者から計画を募集し、応募のあった提案書の取りまとめを行う。

④審査補助事務

モデル事業選定にあたり、申請書類の整理や申請内容の確認及び現地調査等を行う。

※評価基準、審査員については発注者と協議の上、決定すること。

1) 審査会資料の作成及び調製

2) 外部審査員への資料送付、謝金支払等の調整業務 ※2名分見込むこと

3) その他審査に必要な業務

⑤モデル事業の実施

モデル事業の実施にあたり、受注者はモデル事業者と実施内容の検討、調整を行う。また、定期的に進捗状況の確認を行い、発注者に報告すること。

※モデル事業者への事業実施支援にあたっては「川崎市働き方改革・生産性向上支援コーディネート業務」受注者と協力して行う。

⑥モデル事業実施に係る経費の精算(確定検査)

委託料のうち、モデル事業の経費については、領収書等の支出確認資料の提出を求めるものとし、原則実費精算とする。

※経費の精算に伴い、委託料に残額が生じる場合は、委託料の変更を行う。

⑦効果検証の報告

モデル事業の効果検証結果を取りまとめ、発注者に報告する。

⑧その他事業実施に必要な業務

(3) 働き方改革・生産性向上に関する普及啓発事業

①働き方改革・生産性向上支援企業へのヒアリング(効果測定業務)

本事業(モデル事業、表彰、事例集作成等)を実施するにあたり、本市働き方改革・生産性向上事業に関する支援実施対象企業にヒアリングを実施し、その効果について検証し、発注者に報告を行う。

※訪問企業数は15社以上を見込むこと。

訪問する企業は発注者と協議の上決定する。

なお、モデル事業のフォローアップや事例集作成時のインタビュー等を件数に含めることを可とする。

②市内中小事業者等の働き方改革・生産性向上に関する表彰等事業

働き方改革・生産性向上について積極的、先進的に取り組む市内中小事業者等を選定し、表彰を行う。

1) 表彰事業者の選定補助事務

選定にあたり、審査書類の整理や申請内容の確認及び現地調査などを行うこと。

また、審査の参考とするため、専門家（2名程度）からの意見聴取を行うこととし、必要な謝金を見込むこと。

2) その他事業実施に必要な業務

③働き方改革・生産性向上支援事業に関する成果事例・表彰事業者紹介冊子の作成

本市の支援事業等を活用し、働き方改革や生産性向上に成果を上げた市内中小企業の取組や事業成果を紹介する事例及び令和3年度の表彰事業者の取組等を紹介する冊子を作成する。

1) 冊子デザイン、レイアウトの作成

表紙デザインの作成、各ページレイアウトの作成（各ページ共通）

2) 冊子原稿の作成

- ・本市支援事業等を活用している企業の事例紹介及びインタビュー
- ・本市の働き方改革・生産性向上関連の支援事業
- ・令和3年度働き方改革・生産性向上表彰事業者の紹介
- ・その他発注者が必要とする内容

3) 冊子仕様

部数 2,000部

規格 36ページ（中綴じ）、全頁4色、A4サイズ

※掲載企業の原稿については事業者にも確認を行い、承諾を得ること。

4 事業実施期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

5 納品物

(1) 成果事例集 2,000部

(2) 完了報告書 ※電子媒体1部、及び紙媒体1部

6 その他留意事項

(1) 本事業は、関係法令及び川崎市契約規則、川崎市委託契約約款（「個人情報取扱に関する情報セキュリティ特記事項」を含む）によるほか、本仕様書に基づき実施すること。なお、本仕様書に定めのない事項については発注者と受注者で協議のうえ決定す

る。

- (2) 業務の進捗状況や提案事項等は随時報告するなど、発注者と密に連携を図り、効果的な業務遂行に努めること。
- (3) 業務遂行上、使用した資料、根拠などはすべて明確にし、発注者に提出すること。
- (4) 受注者は、業務上知り得た情報について、公にされている事項を除き、将来にわたって、自ら利用したり、他に漏らしたり、流用してはならない。また、業務上知り得た個人情報、委託期間終了後、速やかに発注者に返却し、電子媒体については安全・確実に消去するものとし、紙媒体・電子媒体等の形態を問わず、継続して保有しないものとする。
- (5) 本事業を行うにあたっては、創出される成果が可能な限り市内企業へ波及するように努めること。